

副本

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原告 B

被告 国

準備書面(7)

令和4年1月28日

水戸地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告指定代理人

神	永	曉	
三	上	絵梨奈	
牛	山	弓弦	
森	田	大輔	
関	根	八千栄	
林		孝博	
高	橋	裕	
清	水	俊幸	
小	林	真由美	
岩	崎	智弥	
飯	田	一徳	
宮	崎	喜昭	

潮 田 洋 次 
迎 雄 二 

被告は、本準備書面において、原告の2021年（令和3年）12月15日付け原告第1.3準備書面（以下「原告第1.3準備書面」という。）に対し、必要と認められる限度で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 亡 A は、平成26年3月29日午後6時13分頃から同日午後6時34分頃までの間に主食8割、副食5割程度の食事を摂食していたこと

1 はじめに

原告は、「ビデオによれば、上記時刻（引用者注：平成26年3月29日午後6時55分のこと）に亡 A 氏は食事をしておらず、18時15分から18時33分頃の間食事をしていた可能性はあるが、実際に食べていたか、食べたとしてもどの程度の量を食べたのかは不明である。」と主張する（原告第1.3準備書面1ページ）。

原告の上記主張が、平成26年3月29日午後6時13分以降に亡 A が食事をしてきた事実自体を否定する趣旨をいうものかは必ずしも判然としないが、かかる趣旨をいうものであれば、以下に述べるとおり、原告の上記主張には理由がない。

2 被告の反論

(1) 亡 A が、平成26年3月29日午後6時13分頃から同日午後6時34分頃までの間に、主食8割、副食5割程度の食事を摂食していたこと

休養室における亡 A の動静及び東日本センター職員の亡 A に対する措置等を撮影した記録ないしその視聴結果報告（甲57（同号証に係るDVDは、乙10の5に係るDVDと同じ内容のものと解される。）及び乙2.6）並びに後掲の各証拠によれば、以下の事実が認められる（以下、本項において、特記のない限り、時刻に係る日付は平成26年3月29日を指す。）。

【午後4時36分】 休養室に移室中の亡 A に対して、夕食（チ

キンカレー、福神漬け及びフルーツ)が搬送される(甲15・75ページ、乙27・3及び5枚目)。

【午後6時11分30秒】 亡 A が、入国警備官に対して、「スプーン」(s p o o n)と発言する。

【午後6時11分42秒】 入国警備官が、亡 A の前の机上にレンゲを置く。

【午後6時12分58秒】 亡 A が、入国警備官に対して、「イート」(e a t)と発言しているようにうかがわれる。

【午後6時13分02秒】 亡 A が、入国警備官に対して、「イート」(e a t)と発言しているようにうかがわれる。

【午後6時13分05秒】 入国警備官が、亡 A に対して、「ユーイート、ディスイズ。ノー。」(Y o u e a t , t h i s i s . N o ?)と発言する。

【午後6時13分10秒】 亡 A が、「イート」(e a t)と発言しているようにうかがわれる。

【午後6時13分21秒】 亡 A の前の机上に置かれたレンゲが、同机上からなくなる。

【午後6時13分24秒】 入国警備官が、亡 A に対して、「ベリーインポートラント。ユーアーセルフパワー。」(V e r y i m p o r t a n t . Y o u r s e l f p o w e r .)と発言する。

【午後6時15分55秒】 亡 A が、トレーを膝上に置く。

【午後6時16分02秒】 亡 A の膝上にトレーが置かれており、トレーには食事の入った食器が乗っている。

【午後6時23分33秒】 亡 A が、膝上に置いたトレーを回転させ

る。

【午後6時33分44秒】 亡 A の膝上に置かれていたトレーが、同膝上からなくなっている。

【午後6時34分20秒】 亡 A が、車椅子で休養室内を移動しており、その膝上にトレーはない。

【午後6時55分55秒】 入国警備官が、亡 A の薬を持参する。

【午後6時57分07秒】 入国警備官が、亡 A に対して、「ユーアー、ユーアーパワー、パワー、セルフ。」(Your, your power, power, self.) と発言する。

【午後6時57分11秒】 入国警備官が、亡 A に対して、「ユーアーパワー。」(Your power.) と発言する。

【午後6時58分27秒】 入国警備官が、亡 A に対して、「自分で、ユーアーパワー、オーケー。ユーアーパワー。」(自分で、your power, OK? Your power.) と発言する。

【午後6時58分32秒】 入国警備官が、亡 A の服薬を補助する。

【午後7時37分39秒】 入国警備官2名が、亡 A の使用していた机を移動させる。同机上にはトレー、レンジ、ペットボトル、コップ等が置かれ、同トレー上には、食事の入った食器が乗っている。

【平成26年4月3日】 亡 A に対する剖検の結果、亡 A の胃内に辛うじて原形をとどめる米飯粒、タマネギ様片、鶏卵様片などを混ざる淡褐色粘稠内容が300ml貯留し、カレー様の臭気を確認され

る(乙2・2ページ, 乙8・2ページ, 乙13
・3ページ)。

以上によれば, 亡 A が, 午後6時13分頃から午後6時34分頃までの間に, 夕食であるチキンカレー等を摂食していたことが優に認められるところ, この事實は, 甲第2号証(288ページ)の記載(亡 A が主食8割, 副食5割程度を摂食していたこと)と整合する(なお, 同ページの当該記載を示す時刻欄に「18:55」との記載があるのは, 上記のとおり午後6時55分に亡 A に薬を持参した入国警備官が, 亡 A の摂食状況を確認したことを意味するものというべきである。)

(2) 小括

したがって, 亡 A が平成26年3月29日午後6時13分頃から同日午後6時34分頃までの間に主食8割, 副食5割程度の食事を摂食した事実(以下「本件摂食」という。)が認められるところ, 原告の前記1の主張が, 同日午後6時13分以降に亡 A が食事をしていた事実自体を否定する趣旨であれば, かかる主張に理由がないことは明らかである。

第2 結語

以上のとおり, 本件摂食が認められるところ, 本件摂食に係る評価を含め, 証拠調べ等により明らかとなった事実及びその評価については, 追って提出する準備書面において, 詳細に主張する。

以 上